



Q

社員が数人の工場を営んでいます。今年中に顧客・在庫・帳票管理システムを導入して業務効率化を図り、従業員の給

A

料を引き上げたいと思っています。中小企業を支援する助成制度はありますか。

「業務改善助成金」の活用は



給料を引き上げるための助成は

一部を助成する制度で、以上)に依りて五つの申請コースから選択できます。

事業場内最低賃金が時間額千円未満の中小規模事業者が対象で、過去に同助成金を受給したことのある事業場も助成対象となります。

支給までの流れは

- ①賃金引き上げ計画と業務改善計画を記載した助成金交付申請書を鳥取労働局に提出
 - ②設備・機器の導入などで生産性を向上
 - ③事業場内の最低賃金を引き上げ
 - ④事業実績報告書を鳥取労働局に提出
 - ⑤助成金支給一となります。
- 助成金は引き上げ額(30円以上)120円

詳細は鳥取労働局ホームページを参照してください。また、鳥取県社会保険労務士会に設置された「鳥取県最低賃金総合相談支援センター」(電話0800-2000-0311)では、賃金引き上げに関する経営・労務管理についての相談対応や社会保険労務士・経営コンサルタントなどの専門家派遣を無料で行っています。